

新型コロナウイルス感染症に伴う航空便の運休等による出国困難
(10月30日発出)

【ポイント】

- 3月25日に、出国困難となる事態を防ぐために全世界一律に発出した「危険情報」レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を解除します。
- ただし、現状においても新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、入国制限措置や入国後の行動制限をとっている国・地域、また、国際線の運航が制限されている国・地域が依然として存在しています。海外に渡航される際には、各国の入国制限措置等の情報、治安情勢やテロ情報等を含む危険情報を十分に御確認ください。
- また、152か国・地域に「感染症危険情報」レベル3（渡航は止めてください）を、レベル3の国・地域を除く全世界にレベル2（不要不急の渡航は止めてください）を引き続き発出していますので、感染症危険情報についてもあわせて御確認ください。

【本文】

- 1 外務省が発出する「海外安全情報」には「危険情報」^(注1)と「感染症危険情報」^(注2)があり、こちらは「危険情報」となります。
- 2 「危険情報」については、渡航先の国・地域において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限や航空便の運航停止等により出国困難となる事態を防ぐため、2020年3月25日に、それまで各国・地域に発出していた危険情報に加えて、全世界に対して一律に「危険情報」レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出しました。
- 3 世界の多くの国・地域において行動制限緩和の動きが出てきているほか、国際線の定期便が徐々に再開しています。このような状況を総合的に判断した結果、3月25日に発出した全世界一律の「危険情報」レベル2を解除することとしました。
- 4 ただし、一部地域では、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いているとともに、入国制限措置や入国後の行動制限をとっている国・地域、また、国際線の運航が制限されている国・地域が存在しています。止むを得ず海外に渡航される際には、必ず、当省や現地の日本国大使館・総領事館、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなどして、入国制限や航空便の運航状況に関する最新の情報を十分に確認してください。
- 5 なお、政治社会情勢等を総合的に判断し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に対して従前から発出している危険情報は引き続き有効です。特に、渡航中止勧告（レベル3）や退避勧告（レベル4）が発出されている場合は、同勧告を踏まえて行動してください。

6 また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、152か国・地域に「感染症危険情報」レベル3（渡航は止めてください）を、レベル3の国・地域を除く全世界にレベル2（不要不急の渡航は止めてください）を引き続き発出していますので、あわせて御確認ください。

注1：「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

注2：「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される「海外安全情報」です。

<参考>

○海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（危険情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5138

○領事局政策課（感染症危険情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）